

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 屋内ゲートボール場管理運営規程

五城目町屋内ゲートボール場（以下「スパーク五城目」という。）の管理運営に必要な事項を次のとおり定める。

（目 的）

第1条 スパーク五城目は住民の福祉の増進を図ることを目的として運営する。

（所在地）

第2条 スパーク五城目の所在地は次の通りとする。

所在地 秋田県南秋田郡五城目町上樋口字樽沢 193 番地

（職 員）

第3条 スパーク五城目に必要な職員を置き、会長が任命する。

（使用の申請）

第4条 スパーク五城目の使用許可を受けようとする者は、スパーク五城目使用許可申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 申請書の受付は、3ヶ月前からとし、それ以前は行わないものとする。

《改正》H28. 4. 1 2項追加

（使用の許可）

第5条 会長は、前条の許可をするときは、スパーク五城目使用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

（使用許可の取消し及び中止）

第6条 会長は、使用者が次の各1号に該当すると認めるときは、その使用を取消し、又は中止を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請によって使用の許可を受けたとき
- (2) 許可の条件に反したとき
- (3) その他特別の事由が生じたとき

（使用料等）

第7条 スパーク五城目の使用は有料とする。使用料は別表により徴収するものとする。

（使用料の減免）

第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減額又は免除するこ

とができる。使用料を減免する場合と料率は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 町が主催する行事に使用する場合。又は、会長が認めた場合 | 全 額 |
| (2) 行政上必要があると認められるとき | 100 分の 50 |
| (3) 町内児童に限り、会長が必要と認めた場合 | 100 分の 50 |

《改正》H26. 4. 1

(使用時間、定期休日及び休館)

第 9 条 スパーク五城目の使用時間及び定期休日は次のとおりとする。ただし、会長が必要と認めるときは、これを変更し、又は休館することができる。

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 使用時間 | 9 時から 21 時まで |
| (2) 定期休日 | 12 月 31 日から翌年 1 月 5 日まで |

《改正》H18. 4. 1 H26. 4. 1 H27. 4. 1

(使用申込みの取消し)

第 10 条 使用の取消しをする者は、スパーク五城目使用取消届（様式第 3 号）に使用許可書を添えて、その前日までに会長に提出しなければならない。この場合の使用料は返還するものとする。

2 前項による提出がなく、事前に電話等による連絡がある場合を除き、使用料は返還しないものとする。

《改正》H30. 6. 1

(設備等破損の処理)

第 11 条 使用者が施設の使用中に建物、設備もしくは備品等を破損又は亡失したときは施設等破損亡失届（様式第 4 号）を会長に提出しなければならない。

2 使用者は、不可抗力によるものを除いて前項の損害を賠償しなければならない。

(使用者の責任義務)

第 12 条 使用者が 17 時以降に使用する場合は、終了後の施錠管理を自ら行い指定された保管場所にカギを保管しなければならない。

2 使用者は施設使用後コート内の整備をしなければならない。

《改正》H18. 4. 1

(委 任)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、管理運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

スパーク五城目使用料

(単位：円)

区分				使用料の額 (1時間当たり)			
				午後5時まで	午後5時以降		
基本使用料	1面	アマチュアスポーツ及び文化的行事に使用する場合	児童・生徒 スポーツ少年団 中学生・高校生部活	町内	250	350	
				共同	400	600	
				町外	750	1,050	
			一般	町内	350	450	
				町外	1,050	1,350	
	1面	その他催物に使用する場合	営利を目的としない催物である場合 ※基本料金の3倍	児童等	町内	750	1,050
				共同	1,200	1,800	
				町外	2,250	3,150	
			一般	町内	1,050	1,350	
				町外	3,150	4,050	
	1面	その他催物に使用する場合	興業・営利を目的とする催物である場合 ※基本料金の5倍	児童等	町内	1,250	1,750
				共同	2,000	3,000	
町外				3,750	5,250		
一般			町内	1,750	2,250		
			町外	5,250	6,750		
2面	1面使用時の2倍とする						

※午後5時以前であっても照明を使用した時は、午後5時以降の料金となります。

※午後5時以降の料金は、照明代を含む料金です。

※共同とは、町内の人と町外の人が合同で行う事業として使用した場合。

~~※消費税は別途徴収する。~~ 削除 H30.6.1

(単位：円)

追加使用料	時間外使用料	基本使用料の50%
	暖房器具使用料	基本使用料の50%

《改正》H26.4.1 H27.4.1 H30.6.1

(様式第1号)

会長	事務局長	課長	総務係長	担当者
<h3>スパーク五城目使用許可申請書</h3>				
平成 年 月 日				
五城目町社会福祉協議会 会長 一 関 敏 弘 様				
住所 申請者 氏名				
印				
スパーク五城目を使用したいので、五城目町屋内ゲートボール場管理運営規程 第4条の規定により、次のとおり申請します。 なお、使用にあたっては、使用条件を守ります。				
使用目的			使用人数	人
使用日時	平成 年 月 日 ()		時 分から 時 分まで	
使用する付帯設備	1. コート 1面 2. 照明 3. 暖房 (台) 4. なし 2面			
※使用料	コート			
	照明			
	暖房			
	合計			
備 考	(1) 使用の条件は使用許可書の裏面に記載してあります。 (2) ※印のある欄は申請者において記載しないこと。 (3) 申請者が法人である場合においては氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること			

(様式第 2 号)

会 長	事務局長	課長	総務係長	担当者
スパーク五城目使用許可書 (第 号)				
平成 年 月 日				
様				
五城目町社会福祉協議会				
会 長 印				
スパーク五城目の使用を次のとおり許可する。				
使用目的				
使用日時	平成 年 月 日	時 分から	時 分まで	
使用する付帯設備				
使用人員等				
使用料				
備 考				

(様式第 3 号)

会 長	事務局長	課長	総務係長	担当者

スパーク五城目使用取消届

平成 年 月 日

五城目町社会福祉協議会

会 長 様

住所
申請者
氏名

印

平成 年 月 日付けで許可されましたスパーク五城目の使用について
都合により取消いたしますのでお届けいたします。

(様式第 4 号)

会 長	事務局長	課長	総務係長	担当者
スパーク五城目施設等破損亡失届				
平成 年 月 日				
五城目町社会福祉協議会				
会 長 様				
住所				
氏名 印				
下記のとおり、スパーク五城目の施設、備品を破損、亡失いたしましたので お届けいたします。				
破損、亡失の日時	平成 年 月 日 時 分			
種 類				
破損、亡失の状況				
詳 細				

(様式第 5 号)

会 長	事務局長	課長	総務係長	担当者
スパーク五城目使用料減免申請書 平成 年 月 日 五城目町社会福祉協議会 会 長 様 住所 申請者 氏名 印 次のとおり管理運営規程第 8 条の規定により使用料の減免を受けたいので申請し				
使用許可年月日	平成 年 月 日	使用許可番号	No. 号	
使用目的				
使用日時				
減免を受け ようとする額	コート使用料		円	
	時間外使用料		円	
	電気使用料		円	
	暖房使用料		円	
	計		円	
※ 決 定 注 この欄は記入 しないで下さい	使用料区分	減免前使用料	減免使用料	減免後使用料
	コート使用料	円	円	円
	時間外使用料			
	電気使用料			
	暖房使用料			
	計			